

様式 1

令和 5 年 12 月 1 日

見附市議会議長 様

見附市議会議員 加藤 秀之

一般質問通告書

下記のとおり質問したいので、会議規則第 61 条第 2 項の規定により通告します。

質問事項 (主題を記載してください。議場配布の一覧表に印刷)

【1】見附市の農業の課題と方向性について

答弁を求める者 市長

記録的な猛暑を体験した今年の夏、「地球温暖化の時代は終わり、地球沸騰化の時代に入った」と国連のグテーレス事務総長が演説の中で語っていました。特に異常気象により農作物の不作については顕著なものでありました。中でも、「新潟県は 25 日、今夏の猛暑・渇水による米の等級や作況指数の低下を受けた稻作農家への影響について、平年作に比べ 13% (135 億円) の減少になると試算を公表した。」* (日本農業新聞 10 月 26 日より引用)

また、11 月中旬に JAえちご中越米穀課、JA関係先に訪問し、県の減収試算 135 億円から推計する令和 5 年作は等級を平年作(1 等米メイン)で試算すると減収額は 30.7 億円であり、JA並びに集荷組合の検査数量実績より JAえちご中越管内のシェア (20.6%) で減収額 27.8 億円との状況の報告を受けました。併せて見附市東地区の水稻うるち玄米、品種名コシヒカリの等級比率は 1 等 1, 200 kg (0.2%), 2 等 63, 149 kg (9.3%), 3 等 543, 100 kg (80.0%), 規格外 71, 471 kg (10.5%) であり、同様に見附市西地区の水稻うるち玄米、品種名コシヒカリの等級比率は 2 等 76, 509 kg (5.3%), 3 等 1, 202, 449 kg (83.7%), 規格外 157, 093 kg (10.9%) であった。(出典: 令和 5 年産米旧南蒲地区別等級比率 主食用米 JAえちご中越)

10 月末現在

また、県全体では「23 年産コシヒカリは 1 等米が 3.6% (前年同月 80.2%)、2 等米が 42.7% (前年同月 19.4%)、3 等米が 50.9% (前年同月 0.3%)、規格外が 2.9% (前年同月 0.1%) だった。」

* 番号のつけ方 (大項目) 123 (中項目) (1) (2) (3) (小項目) アイウ

No. 1



「新潟県は、23年産米の大幅な1等比率低下を受けて、要因を探るための研究会を設けた。高温耐性のある新たなコシヒカリBLの開発にも乗り出している。」*(新潟日報11月1日より引用)

今夏の高温、渇水の影響に鑑み、市議会は稻田市長に11月7日に営農維持に向けた市独自の支援策を求める要望書を提出した。その後、11月21日には稻田市長から市独自の支援策の実施について発表があり、スピード感をもって見附市の米生産者支援の要望に応えていただきました。しかし、地元の生産農家のからは「来年どうするか」、「営農継続に不安を抱えている」、などの声が聞かれ、今後、農業をやめる人が多くなることも予想されます。異常気象の常態化に加えてコスト高により、努力や技術に限界があります。高齢化、担い手不足でこれまで作ってくれた人がやめてしまうなど、多くの課題が浮き彫りになってきています。中でも次世代に継承、発展させる見附市の農業の方向性についてお伺いいたします。

- 1 新潟県は研究会設置、長岡市は11月7日に新たな米政策を発表し、気候変動に負けない米産地を目指す狙いから、①「収入保険の加入支援」でセーフティーネット強化、②等級低下による風評被害対策として「うまい長岡米の発信」、③等級重視の市場からの脱却を目指す新ブランド米「小さな生き物たちと育むお米」の立ち上げ、④気候変動に対応した強い生産体制のための「スマート農業の活用促進」の4点を柱としています。*(新潟日報11月8日から)、以上の政策をふまえ、見附市としての独自政策・方向性についてお伺いいたします。
- 2 将来においても生産と供給が続けられるよう、産地の現状を流通業者や消費者に理解してもらい、再生産可能な農業に取り組めるような支援策がありましたらお聞かせください。
- 3 渇水時の水利確保、土地改良の水利施設老朽化対策をお伺いします。
- 4 本年、7月に産業厚生委員会で視察した徳島県小松島市のオーガニックビレッジへの取組みなどから見附市においても取り組める事業もあると思います。環境に優しい付加価値のある米作り、有機農業に関する農業経営の育成・確保に対する方向性についてお伺いします

* 番号のつけ方 (大項目) 1 2 3 (中項目) (1) (2) (3) (小項目) アイウ

質問事項 (主題を記載してください。議場配布の一覧表に印刷)

【2】 権利擁護の観点から捉える中核機関の整備について

答弁を求める者 市長

権利擁護に関して法律が変わり、市民社会の中で権利擁護のシステムが重要になってきています。旧態然としたシステムのままでは権利侵害や現在のニーズに応えきれなくなっている地域が増えています。8050問題でもクローズアップされてきた発達障害に対して地域で対応できないために起きた事件が見受けられます。申請主義での現在の福祉システムの限界が見えてきます。虐待を受けたことや発達障害による自分中心の硬直した思考から、警察や検察庁や裁判所等で事件の調査や証言ができないことで手続きが停止する、システムが機能しない等のケースが報告されています。障害者差別解消法の条例を持っている県や市町村は、その条例を活用しているケースも増えつつあるようですが今後、発達障害を持つ人の権利擁護だけでなく司法や行政のシステムが機能するためにも条例が必要になっている時代です。権利擁護に関しては多くの福祉契約が無権代理の状況であり、その解消の為にできた成年後見利用促進法ですが、ようやくその必要性が理解される中で県内でも中核機関を整備し権利擁護の時代に備える地域の方が多くなってきています。

今後、権利擁護が当たり前の時代の中で無権代理の状態のままの福祉制度の運用が多く危険とリスクをはらんでいると言われています。問題が起きて犠牲者を出してからシステムを用意するのでは遅いと考えます。以上のことから見附市の現状についてお伺いします。

- 1 見附市での中核機関の整備状況についてお伺いします。
- 2 見附市における権利擁護の取組から障がい者、高齢者の成年後見度、日常生活自立支援事業の現状をお伺いします。
- 3 障害者差別解消法の条例制定の必要性について改めてお伺いします。

※ 番号のつけ方 (大項目) 1 2 3 (中項目) (1) (2) (3) (小項目) アイウ